

11月の園だより

令和7年10月31日
杉並区立西荻北子供園
園長 須田 なぎさ



子どもの権利を守るということ



園長 須田 なぎさ

杉並区では、令和7年4月に「子どもの権利に関する条例」と「いじめの防止等に関する条例」が同時に施行されました。すでにご覧になった方もいらっしゃると思います。これらの条例はどちらも、「子どもは一人の人間として、かけがえのない存在である」という言葉から始まっています。すべての子どもが、自分らしく、安心して暮らせる地域社会をつくる——それが条例の願いです。

【詳しくは「杉並区 子どもの権利に関する条例」で検索してみてください】



条例には、次の6つの権利が明記されています。

安心して生きる権利・自分らしく生きる権利・育つ権利・意見を聽かれる権利・守られる権利・必要に応じて支援を受ける権利。どれも、子どもが“子どもらしく”生きるために欠かせないものです。

本園では、こうした権利が日々の園生活の中で自然に守られるよう、環境づくりに努めています。

子どもは、園生活の中で、自分の思いを言葉だけでなく、表情やしぐさ、涙や怒りでも表現します。思いが伝わらずトラブルになることもあります、それは「成長している証」です。

そのようなときに、保育者は、子ども一人ひとりの思いに耳を傾け、気持ちを受け止め、互いに分かり合えるような言葉かけを心がけています。「泣いてもいい」「怒ってもいい」——そう感じられる経験が、子どもにとって“安心して生きる力”を育てます。そして年長になる頃には、その姿を見てきた子どもたちが、自分たちで話し合い、友だちとの関係を自分たちで築いていくようになります。このような日々の積み重ねが、自己肯定感や他者を思いやる力を育て、やがて「いじめをしない・受けない・許さない」心へとつながっていきます。

子どもの権利を守るということは、ただ優しくすることではありません。

ときには「いけないことはいけない」と伝える勇気も、子どもの安心を守るために大切です。それは、「あなたには理解する力がある」「よりよい行動を選べる力がある」と信じているからこそできる関わりです。人が信じて待つこと、受け止めながら見守ること——それもまた、子どもの権利を尊重する姿勢なのだと思います。

これからも、保護者の皆様、地域の皆様と手を携え、子どもたち一人ひとりが「ここにいていいんだ」と心から感じられる園をつくってまいります。

もし「なんとなく気になるな…」「ちょっと心配だな…」と思うことがありましたら、どうぞ遠慮なく園にご相談ください。また、杉並区では3名の子どもの権利救済委員が配置され、「杉並区子どもの権利相談・救済窓口」も設けられています。子どもに関することなら、なんでも相談できるようです。

子どもたちの笑顔を、みんなで見守り、守ってまいりましょう。

【運動会のアンケートのご協力ありがとうございました】

概ね、ねらいを達成し、お子さんたちの成長を実感していただけました。手狭な園庭ではなく、「小学校の校庭や体育館がよい」など、その他いただいたご意見は次年度の計画の際に検討し、よりよい行事となるようにしてまいります。ありがとうございました。

